

経済建設常任委員長報告

委員長 五嶋義行

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

議案第63号「阿蘇市
野生動植物保護条例
の一部改正について」

委員より、「野生動植物となるヒゴタイなどの盆花を採取することが、この条例に抵触

すると思うている市民の方が多数おられる。この条例には抵触しない旨を市民には周知するのか。」との質疑があり、**住環境課長**から、「当然そのような心配も考えられるため、周

知を図ります。」との答弁がありました。さらに、別の**委員**より、「盆花の自家用の採取は良いが、販売を目的とした採取は条例の趣旨に反すると思われる。商店向けに盆花の販売をしないよう通知すべきでは。」との質疑があり、**土木部長**から、「条例制定後には、これまで販売していた店舗等に対し周知を図っていきます。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第64号「令和2
年度阿蘇市一般会計
補正予算について」

農政課所管分

委員より、「最近、そばの栽培が少しずつ増えているように思うが、産地生産基盤パワーアップ事業補助金で購入するそば専用コンバインの活用地域は波野地区のみとなるのか。」

との質疑があり、**農政課長**から、「事業主体が波野そば生産組合であるため、波野地区のみでの活用となります。阿蘇地区・一の宮地区については、阿蘇農業協同組合が所有する汎用コンバインが活用できます。なお、この汎用コンバインの波野地区での活用も検討しましたが、適期の刈り取りに影響が出ることが懸念されるため、今回は波野そば生産組合が



そば専用のコンバイン

事業主体となり導入することになりました。」との答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「指定管

理者が撤退する『はな阿蘇美』について、今後の委託の募集予定と受託希望者の状況は。」

との質疑があり、**まちづくり課長**から、「指定管理者の募集は10月

以降を予定しており、既に3、4件の問い合わせが入っています。」との答弁がありました。

また、別の**委員**より、「飲食店等コロナ感染症予防対策補助金の詳細な説明を。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「本事業は8月4日の県議会において議決された補助金

であるため、8月5日以降の新型コロナウイルス感染症対策に要した費用を対象に補助するものです。負担割合は県が8分の3、市が8分の3、自己負担は8分の2となり、1店舗当たり最大10万円の補助になります。」との答弁がありました。

建設課所管分

委員より、「阿蘇市危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金については、通学路沿いなどの危険なブロック塀が対象となるとのことだが、申請件数はどの程度になっているか。また、別途、市が把握している危険箇所もあるのか。」との質疑があり、**建設課長**から、「広報誌で申請のお知らせをしています。現在14か所の申請を受け、担当者と関係者で撤去に向けた協議を行

っています。なお、熊本地震で主な危険ブロック塀が倒壊したことにより、この補助金の申請から新たな危険箇所を把握しているのが実情です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

認定第1号「令和元年度阿蘇市一般会計歳入歳出決算の認定について」

農政課所管分

委員より、「有害鳥獣による被害は今後も増加すると考えるが、被害発生時に即座に対応できる緊急的な駆除・捕獲システムが構築できないか。」との質疑があり、**農政課長**から、「有害鳥獣駆除

隊による瞬時の対応は難しいため、今後は自己防衛策を強化する必要があると思われます。残菜の適正な管理や、耕作放棄地などの有害鳥獣が潜む恐れがある場所の解消に、地域や集落全体で取り組んでいただけるよう推進していきます。また、ICTを利用した駆除の手法も取り入れていきたいと考えています。加えて、駆除隊の高齢化も進んでいますので、担い手の育成も行っていきたいと思います。」との答弁がありました。

観光課所管分

委員より、「ビジット・ジャパン連携事業委託については、対象にベトナムを選定した理由は。」との質疑があり、**観光課長補佐**から、「現在、東アジアの台湾や韓国からは個人旅行が増えている中

で、ベトナムはまだ団体旅行が多く、これから新しく開拓していく余地があると思われるため、福岡市など九州の観光地が連携した取り組みにより、集客促進を図ったところで。」と答弁がありました。

まちづくり課所管分

委員より、「中央公園及びあそ☆びバ管理運営事業の決算額約2千200万円については、平成30年度は約1千50万円だった。増額になった理由は。」との質疑があり、**まちづくり課長**から、「バッテリーカー購入に伴うコース整備を、指定管理者のASOワークネツトに業務委託した約900万円が、主に増えた理由です。」との答弁がありました。さらに、**委員**より、「そのコースは、業者に依



バッテリーカーの走行コース

頼せず、指定管理者の職員が造ったのか。」との質疑があり、**課長**から、「舗装関係は外注しなければ施工できませんでしたが、ほとんどの部分は職員で造っていただきました。」との答弁がありました。

住環境課所管分

委員より、「市営住

宅の一部では老朽化が目立ち入居者も減っているが、市営住宅の管理状況は。また、老朽施設入居者の新しい市営住宅への転居を、どのように促していく方針か。」との質疑があり、**住環境課長**から、「平成30年度に策定したマスタープランに基づき、団地の集約を計画的に進めているところです。

廃止予定の団地につきましては、退去された時点で順次取り壊し整地しています。また、新しい住宅への転居は、家賃の増額を伴うなど様々な事情があるかと思われませんが、老朽化した住宅は危険性が高いので、丁寧に説明し理解を求めています。」との答弁がありました。

建設課所管分

委員より、「阿蘇市橋梁長寿命化計画は、今後どのように進めていくのか。」との質疑があり、建設課長から、「阿蘇市橋梁長寿命化計画は、架け替えではなく補修を行い寿命を延伸する計画であり、これに基づき年度毎の補修計画を立てていますが、災害や突発的な事業を優先することから、計画的に実行できていない状況にあり、

後々の年度にその余波が及ぶことを懸念しています。」との答弁がありました。さらに、委員より、「橋の補修が必要であるということとは、落橋の可能性があることを考えておかなければならない。橋梁の補修に対する国からの予算措置は、どの程度期待できるのか。」との質疑があり、

課長から、「国では現在積極的に補助事業を推進していますので、適宜補助を要望していきます。補助率は85パーセントです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。



橋梁点検車による橋の点検

請願第2号「市道狩尾幹線道の復旧に係る意見書の提出を求める請願」

議会議務局長の趣旨

説明の後、担当課の意見を求め、建設課長から、「狩尾幹線については、市道として公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業を実施することは困難であり、意見書(案)でも『国立公園内の草原維持管理に特化した道路としての用途転換』を求めているように、国の財産である草原を管理するための道路を、国が直轄で整備するよう要望する内容となつていきますので、『負担法に基づく市負担金の皆無』は、削除すべきではと考えます。」との意見がありました。

委員より、「当然これは採択すべきだと思います



被災した狩尾幹線道

うが、建設課長の話にあった『負担法に基づく市負担金の皆無』を意見書から外すべきかという点については、十分考慮した上で意見書は提出すべきであると思う。」などの意見がありました。

経た結果、本案は採択すべきものとし、本会

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。